

令和6年5月29日

北海道大学教職員組合
執行委員長 清水池 義治 殿

北海道大学理事
行 松 泰 弘

「宿舎に関する要望書」について

貴組合と本学は、職員宿舎について北海道労働委員会の立会の下、令和6年3月28日付けで和解し、和解協定を締結しました。以降、本学は同協定に基づき、入居者の不利益緩和等の措置を講じるための手続きを進めているところです。

このたび貴組合より提示された令和6年5月1日付け「宿舎に関する要望書」について、以下のとおり回答いたします。

【質問1】 今回の「和解」内容の周知について

- 1) 宿舎ごとの状況が異なるため、宿舎ごとに入居者向け説明会を開催するとともに、その場に組合関係者を同席させることを求めます。入居者の理解を得る上で、この間の交渉の経緯など、組合としてもお手伝いできることがあると考えています。
- 2) 日本語を母語としない入居者もいるため、周知を文書等で行う場合は日本語と英語を併記するようにしてください。

【回答1】

- 1) 貴組合との和解事項については、存続予定宿舎と廃止予定宿舎それぞれを対象とした通知を作成し、令和6年4月30日付けで各入居者に戸別投函しており、十分に周知できていると考えます。また、和解協定に基づき同通知内に入居者からの問い合わせ窓口を明記の上、個別相談や不明点等の問い合わせに対応することとしていることから、宿舎ごとに入居者向け説明会を開催する予定はありません。

2) 入居者に対する通知について、英語版を別途作成し、令和6年5月15日に希望者にメールにて配付するとともに、宿舎ホームページ上にも掲載しました。

なお、外国人入居者を対象として、英語版を希望する場合はメール連絡をいただきたいという内容のお知らせを英語で作成し、令和6年4月30日に戸別投函しております。

【質問2】廃止予定宿舎から存続予定宿舎への転居に関する具体的な手続きについて

- 1) 廃止予定宿舎入居者が存続予定宿舎に入居する際の選定基準を、事前に公表・説明してください（公表範囲は転居希望者だけでも構いません）。これは事後のトラブルを未然に回避するために必要です。
- 2) 廃止予定宿舎から存続予定宿舎へ転居が決定した際に、実際の入居開始日を、転居希望者の要望を十分に踏まえて柔軟に決定するように求めます。具体的には、退去期限である2025年3月間際を要望する声が寄せられています（子弟が学校・保育園等に通う際の時間を現状水準に維持できる期間をなるべく長くするため）。
- 3) 通知文書FAQ Q4には、「なお、小学校、幼稚園又は保育園を卒業、卒園後、転居先の宿舎の通学区域内にある小中学校に進学する場合は、改めて貸与選考を行います。」とありますが、これは入居者が引き続き同じ地域の小学校（幼稚園又は保育園を卒園時）、中学校（小学校卒業時）に通学する場合には、手続きとしてそのことを確認する趣旨であり、退去を求められるわけではないので、入居者としては中学卒業時まで入居できるとの前提で予定してよい、ということ、FAQに追記することを要望します。

【回答2】

- 1) 入居を希望する部屋が競合する場合、最初に「職員宿舎の基本方針」に定める「職員宿舎への入居が認められる教職員の類型」に該当する方（外国人教員、若手教員、女性教員）について、別紙「国立大学法人北海道大学宿舎貸与選考基準」に基づき優先順位を決定します。その上で、和解協定書で定める「やむを得ない事情がある場合」に該当する方について、暫定的に「廃止宿舎から存続宿舎への転居希望者の選考方法」を定め、これに基づき優先順位を決定することとしています。

別紙は現在宿舎ホームページに掲載しておりますが、「廃止宿舎から存続宿舎

への転居希望者の選考方法」は転居希望者のうち「やむを得ない事情がある場合」に該当する方から宿舍貸与希望調書を提出いただいた際に、受付確認メールにてお知らせすることとします。

- 2) 廃止予定宿舍から存続予定宿舍への転居を希望する方の貸与選考は、存続予定宿舍への継続入居を希望する方の選考と並行して行っており、存続予定宿舍の入退去状況の適切な把握や退去後の部屋の改修を計画的に実施することを目的に、3回に分けて実施することとしました。

令和7年3月に転居を希望する方は、受付期間令和6年7月17日～31日の間に宿舍貸与希望調書を提出いただければ、貸与選考を経た上で希望通りの時期に入居することが可能です。また、宿舍貸与希望調書には、第6希望まで希望転居先を記入する欄を設け、可能な限り希望する存続予定宿舍に転居できるようにしております。

- 3) 廃止予定宿舍入居者に対する通知文書のFAQ Q4を以下のとおり修正し、宿舍ホームページに掲載しました（修正部分抜粋）。

〔修正前〕

「なお、小学校、幼稚園又は保育園を卒業、卒園後、転居先の宿舍の通学区域内にある小中学校に進学する場合は、改めて貸与選考を行いますので、再度宿舍貸与希望調書を提出してください。」

〔修正後〕

「なお、小学校、幼稚園又は保育園を卒業、卒園後、転居先の宿舍の通学区域内にある小中学校に進学する場合は、継続して入居いただくことができますが、事実確認のため改めて貸与選考を行いますので、再度宿舍貸与希望調書を提出してください。」

併せて存続予定宿舍入居者に対する通知文書のFAQ Q4についても以下のとおり修正し、宿舍ホームページに掲載しました（修正部分抜粋）。

〔修正前〕

「なお、小学校、幼稚園又は保育園を卒業、卒園後、同じ地域の小中学校に進学する場合は、改めて貸与選考を行いますので、再度宿舍貸与希望調書を提出してください。」

〔修正後〕

「なお、小学校、幼稚園又は保育園を卒業、卒園後、同じ地域の小中学校に進学する場合は、継続して入居いただくことができますが、事実確認のため改めて貸与選考を行いますので、再度宿舍貸与希望調書を提出してください。」

【質問3】 廃止予定宿舎から存続予定宿舎等への転居時の対応について

- 1) 引越し業者の手配困難や引越し料金の高騰などの理由で、存続予定宿舎、あるいは民間住宅等へ転居する入居者から要望があった場合、退去期限を2025年3月末に区切らず、同年5月まで延長するなど柔軟な対応を行うことを求めます。
- 2) 通知のFAQ Q11には、「・宿舎の設備・備品以外は全て撤去すること（入居者が設置したストーブや給湯器など）。・物置、自転車置場の物品は全て撤去すること。」とあります。しかし、存続予定宿舎、あるいは民間住宅等へ転居する入居者から要望があった場合、宿舎の解体作業に支障のない範囲内で、部屋に残置物を置くことを認めることを求めます。

【回答3】

- 1) 宿舎の明渡しは、「国立大学法人北海道大学宿舎貸与規則」第10条において、「該当することとなった日から20日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない」と定めており、この規定により令和7年4月20日までの入居が可能ですが、今回限りの暫定措置として、令和7年5月31日までの入居を可能とします。
- 2) 残置物の処分は、宿舎の解体業者とは別の専門業者が実施する必要がある、解体作業に併せて実施することができないことから、宿舎の設備・備品以外は全て撤去することをお願いしております。また、入居者が設置した設備・備品は、各入居者に所有権があり、大学が処分することはできないことから、入居者ご自身で撤去いただく必要があります。

【質問4】 廃止予定宿舎から存続予定宿舎へ転居後の使用料について

- 1) 美園住宅・北光住宅・北光宿舎の宿舎使用料は、令和2年6月19日付けの通知で使用料（家賃）金額が示されています。2025年4月以降、廃止予定宿舎から転居する者が存続予定宿舎で支払う宿舎使用料・駐車場使用料は、その通知と同額でしょうか。
- 2) 2025年4月以降の存続予定宿舎の宿舎使用料・駐車場使用料の値上げの予定はありますか。すでにあれば、その時期と金額を教えてください。
- 3) 転居先となる存続宿舎の使用料については、規程上根拠のない値上げは行わないでください。具体的には、「国立大学法人北海道大学宿舎使用料算定基準」に、特定の部屋の設備を新しくした場合にそれに応じて部屋単位で使用料を上

げる根拠となる規定があれば、それをご教示ください。

【回答 4】

- 1) 廃止予定宿舎から存続予定宿舎に転居する方が存続予定宿舎で支払う宿舎使用料・駐車場使用料は、原則として令和2年6月19日付けの通知で示された額と同額となっております。

ただし、美園住宅と北光住宅 503 棟では、襖と畳の部屋を洋室化、ガス暖房器具を新たに設置、洋式便器を温水洗浄便座に交換、風呂釜をバランス釜からユニットバスに交換する等、順次模様替工事を実施しているところであり、これら室内設備を更新・追加した部屋については、宿舎使用料が異なります。

- 2) 存続予定宿舎の宿舎使用料、駐車場使用料は、令和7年4月以降に宿舎使用料を値上げする予定は現在のところありません。

ただし、美園住宅、北光住宅 503 棟では、上記1) のとおり室内設備を更新・追加する模様替工事を実施した部屋については、宿舎使用料は 36,894 円となります。

- 3) 宿舎使用料は、「国立大学法人北海道大学宿舎使用料算定基準（以下「算定基準」という。）」に基づき1平方メートルあたりの基準使用料×延べ面積により定められます。基準使用料は、算定基準(1)において、部屋の面積に応じた額となっていることから、宿舎使用料も宿舎単位ではなく部屋単位で定められます。

また、基準使用料は、算定基準(2)2 のとおり経年による控除が行われますが、模様替を実施し、その工事費が家屋の時価の100分の50以上であるものについては、算定基準(2)2(注)1に基づき、経年控除の開始が工事終了時に移行する（経年控除がリセットされる）ことから、宿舎使用料は異なる額となります。

【質問 5】 共益費の負担軽減について

- 1) 入居者が著しく減っている廃止予定宿舎と存続予定宿舎の共益費について、入居世帯の負担額が著しく高まっています。和解協定書では廃止予定宿舎における「樹木の枝払い・除草・除雪」の令和6年度分について大学が負担する旨、明記されましたが、これら以外の共益費についても上限額を設けるなどして負担軽減策を検討してください。
- 2) 上記の共益費負担の軽減要望が入居者グループからあった場合、個々の宿舎の状況を十分に配慮して、大学として誠実に交渉に応じ、必要に応じて共益費

の一部を負担するように求めます。

【回答5】

- 1) 共益費については、和解協定書において入居者の負担軽減を図るため、令和6年度に限り「樹木の枝払い・除草・除雪作業」にかかる費用を大学の費用負担において実施するものとしておりますが、双方十分に協議の上で合意に至ったものであり、これ以上の費用負担は考えておりません。
- 2) 入居者からの相談については、和解協定に基づき個別相談用の窓口を設置しております。

その上で、共益費については、各宿舎の入居者代表である共益費管理担当者と連絡を取り、情報共有を図っているところです。

【質問6】宿舎におけるアスベストの存在について

- 1) 廃止予定宿舎と存続予定宿舎についてアスベストは使用されていますか。
- 2) 使用されている場合、住民の健康に害を及ぼさない対応は行われていますか。

【回答6】

- 1) 平成17～18年度に学内建築物へのアスベストの使用状況の調査を実施し、以下のとおり確認しております。
 - 発じん性が比較的低い石綿セメント板や石綿含有Pタイルなどのアスベスト含有建材（以下「レベル3のアスベスト含有建材」という。）が使用されている可能性のある建築物
 - ・ 全ての宿舎（玄関、浴室等天井）
 - 発じん性が著しく高いとされている吹付けアスベスト（以下「レベル1のアスベスト含有建材」という。）が使用されている可能性のある建築物
 - ・ 中央第二宿舎4号棟（階段室の天井）
- 2) 全ての宿舎で使用されているレベル3のアスベスト含有建材は、飛散性が低く通常の使用環境下では特別な管理を必要としないとされていることから、特別な対応はしておりません。

中央第二宿舎4号棟で使用されているレベル1のアスベスト含有建材については、関係法令に従い石綿を透過しない材料にて密閉する囲い込み処置を実施

済であり、通常の使用環境下において入居者の健康に影響を及ぼすことはありません。

【質問7】 今後の宿舎廃止時の対応について

本組合は、今回、当面の間、存続するとされた宿舎も将来的には廃止されるのではないかと強く危惧しております。今後は、宿舎廃止を中期目標・中期計画に記載する前に、宿舎入居者を含む関係者に対してその意志を伝え、時間をかけて協議することを求めます。中期目標・中期計画などの大学の中長期的方針は役員会だけで決めるものではなく、特にその決定に関係が深い教職員に対して事前の意見集約や調整を行うことが責任ある役員会の姿なのではないでしょうか。今回の協議で明らかになったように、宿舎はそこに居住する教職員の生活そのものであり、個々の人生設計を大きく左右するものです。教職員の生活や人生をなおざりにしない対応を大学には求めます。

また、やむを得ず、仮に宿舎を廃止する場合でも、大学資産を単に財政改善のために商業施設等に長期貸付とするのではなく、研究・教育機関として相応しい利用方法を検討するように要望します。

【回答7】

本学は、「職員宿舎の基本方針」において主として福利厚生目的ではなく教育研究の活性化に資する目的で必要な宿舎を保有するものとしております。現在、新たに宿舎への入居が認められる教職員の入居期間は、原則として最大5年となりますが、各入居者の状況を確認した上で、選考基準に基づき適切に対応していきます。

老朽化等により宿舎の維持が困難となった場合は、学内の意思決定のプロセスに従い、宿舎の必要戸数を新たに策定した上で、廃止を検討している宿舎の入居者への情報の共有化を図ります。

また、宿舎廃止後は、種々の活用（土地の貸付や売却、本学が直接利活用）を通じて、本学の教育研究及び社会連携の活性化に資するように検討していきます。